

18 都道府県へのまん延防止等重点措置解除に対する 新型コロナウイルス感染症への取組み

ライフライン・コミュニケーションズ株式会社

(2022/3/22 更新)

■政府は3月22日～新型コロナ対策のまん延防止等重点措置がすべての地域で解除を決定。東京や大阪、愛知など18の都道府県に適用されていたまん延防止等重点措置は、21日の期限をもってすべて解除されました。

後藤厚生労働大臣は、全国的な感染者数はピーク時の半分程度にまで落ち着き、病床使用率や自宅療養者数も地域差はあるが、明確な低下傾向が確認されているものの、専門家からは今後既存のオミクロン株が『BA.2』に置き換わることで、再度増加に転じる可能性も指摘されている為、年度末や新年度を迎えるに当たって卒業式や春休み、入学式や花見など多くの人が集まる行事に加え、就職や進学を機会に移動が多くなるとして、感染リスクの高い行動を控え、マスクの着用や手洗いなど、基本的な感染防止策の徹底をとる呼びかけをしています。

また今後の対策については、再度感染が拡大に転じた場合も『全体像』で準備してきた保健・医療体制を稼働させていくことを基本としつつ、専門家の意見を聞きながら、新たなウイルスや感染状況に応じた積極的かつ迅速な対応を講じていく方針とのことです。

基本的対処方針に基づく対応

令和4年1月から実施されていたまん延防止等重点措置は、同年3月21日をもって全ての都道府県で終了しました。終了後も引き続き、感染拡大の防止へのご協力をお願いします。

ライフライン・コミュニケーションズは、まん延防止等重点措置解除後の取組みにつきましては引き続き、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底を通じ、クライアント企業様、パートナー企業様、当社社員及びそのご家族の安全・健康確保を考慮します。

店舗・事業所における活動時についても同様に、基本的な感染対策の徹底を継続し、勤務時の検温継続、ご来訪の方に対する非接触型体温計による検温のご協力の実施を引き続き行って参ります。

【新型コロナウイルス感染症予防対策の継続】

- ・社員は出勤前(テレワーク・在宅ワーク含む)の検温を継続実施
- ・風邪の症状(咳や37.0℃以上の発熱等の諸症状)がある場合には自宅待機
- ・家族等、社員の身近に感染者または濃厚接触者と認定された方がいる場合、自宅待機
- ・マスク着用、手洗い(アルコール消毒液利用を推奨)、うがい等、予防措置の徹底
- ・公共交通機関利用での通勤者は、シフトに応じた時差出勤・時差退社の継続
- ・公共交通手段での通勤を避ける(3密回避)為、車、バイク、自転車、徒歩通勤推奨の継続
- ・テレワーク(リモートワーク)の継続、ソーシャルディスタンスの徹底、換気良い職場環境の整備

【大規模集会等の対応】

- ・大規模社内会議(8名以上)をオンライン会議での実施
- ・社外で開催されるイベントやセミナー等への社員の参加を自粛
- ・会食(二次会参加は禁止)や懇親会、集会への参加も原則自粛
- ・接客が伴う飲食店、バー、カラオケは禁止

【各営業所、オフィス来訪者の対応】

- ・営業所又はオフィスへ来訪者には、非接触型体温計により検温頂き、37.5 度以上の発熱又は、熱がなくても倦怠感など体調が優れない方は入室のお断り
- ・エレベーターホールやトイレなどの公共エリアでのマスク着用徹底
- ・入室前にせっけんでの手洗い、消毒液等での除菌、マスク必着のご協力
- ・会議用テーブルへの飛沫飛散防止パネルの設置
- ・来訪者との会議後には、テーブル・椅子・ドアノブの消毒の実施
- ・次亜塩素酸噴霧器活用による、空間除菌実施

尚、上記対応は現時点のものであり、今後の状況変化等により、適時対応を実施して参ります。

以上